

アスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスリートタウン延岡づくりを推進するため、本市を拠点にスポーツ合宿を実施する団体等に対して、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当する合宿とする。

- (1) 合宿に参加するもののうち、市外に在住する者が延べ50泊以上宿泊すること。
 - (2) 次のいずれかに該当する合宿であること。
 - ア スポーツ技術を向上させる目的であること。
 - イ 大会やリーグ戦に出場することを目的とするものであって、連続して5泊以上宿泊すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する合宿は補助事業としない。
- (1) 国及び他の地方公共団体から助成を受けて実施されるもの
 - (2) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、前条第1項に規定する補助事業を実施する市外の団体等とする。ただし、市長が適当でないと認める者については、補助対象者としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 市外に在住する者が合宿のため市内のホテル又は旅館に宿泊する場合 当該延べ人数に1泊当たり500円を乗じて得た額
- (2) ホテル又は旅館以外の市営、県営、企業研修所等の宿泊施設に宿泊する場合 200,000円を上限に、当該延べ人数に1泊当たり300円を乗じて得た額
- (3) 県外に活動の本拠を有する者が本市で合宿を行う際の移動にバス、レンタカー等を借り上げる場合 当該バス、レンタカー等の借上に要する額（以下「自動車借上料」という。）（ただし、10日以内の合宿にあつては100,000円を上限とし、11日以上の場合にあつては合宿日数に10,000円を乗じて得た額を上限とする。）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該合宿の終了日までに、補助金等交付申請書（様式第1号）に、合宿計画書（様式第2号）及び合宿者名簿（様式第3号）、自動車借上料を確認できる資料（自動車借上料を含めて申請する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助金の請求は、補助金等請求書(様式第4号)に宿泊証明書(様式第5号)及び合宿者名簿(申請時から変更があった場合に限る。)、自動車借上証明書(様式第6号)(自動車借上料を請求する場合に限る。)を添えて行うものとする。

2 前項の規定による補助金の請求は、合宿の終了日から20日以内に行わなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、確定払の方法により支払うものとする。

(手続上の特例)

第8条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 補助事業者による規則第12条第1項第1号及び第2号の規定による収支計算書、補助事業に係る領収書(自動車借上料を請求する場合を除く。)その他の支出を証する書類の提出
- (2) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱は、同日以降に実施される合宿の交付申請に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱は、同日以降に実施される合宿の交付申請に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、同日以降の補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、同日以降の補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降の補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降の補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降の補助金の交付申請について適用する。

補助金等交付申請書

延岡市長

住 所 〒

団 体 名

役職・氏名

連 絡 先

次の事業について補助金の交付を受けたいので、アスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 事業の名称 アスリートタウン延岡合宿誘致事業

2 合宿名

3 補助金交付申請額 円 (A×B) + Cの額

4 合宿期間 年 月 日～ 年 月 日

5 宿泊予定施設（該当するものに○を記入）

宿泊施設区分	補助金額 (円)	A：該当に ○
ホテル又は旅館	500	
市営、県営、企業研修所等の宿泊施設	300	

6 延べ宿泊数 泊・・・B

7 自動車借上料 円・・・C

備考 合宿計画書及び合宿者名簿、自動車借上料に係る資料（自動車借上料を請求する場合に限る）を添えること。

合宿計画書

団 体 名

役職・氏名

住 所

TEL

1. 合宿期間

① 人数	② 1人あたりの宿泊数	延べ宿泊数 (①×②)
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊

延べ宿泊数の合計 泊

2. 練習会場

3. 宿泊予定先

宿泊施設名

住 所

TEL

4. 合宿予定人数

指導者等 (名) その他 (名)

選 手 (名)

補助金等請求書

延岡市長

住 所
団 体 名
役職・氏名
連 絡 先

年 月 日付け延教ア第 号で補助金の交付の決定を受けた、アスリート
タウン延岡合宿誘致事業について、アスリートタウン延岡合宿誘致補助金交付要綱第
6条の規定に基づいて補助金の交付を請求します。

記

1 補助金の額 円 (A×B) + Cの額

2 事業の名称 アスリートタウン延岡合宿誘致事業
合宿名 ()

3 合宿期間 年 月 日～ 年 月 日

4 宿泊施設

宿泊施設区分	補助金額(円)	A: 該当に○
ホテル又は旅館	500	
市営、県営、企業研修所等の 宿泊施設	300	

5 延べ宿泊数 泊・・・B

6 自動車借上料 円・・・C

《振込先口座》

金融機関名	銀行 金庫 農協 漁協 信組	本店 支店 支所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※口座番号等が確認できる書類を添付すること。

宿泊証明書

団 体 名

役職・氏名

住 所

TEL

宿泊期間及び宿泊者数

① 人数	② 1人あたりの宿泊数	延べ宿泊数 (①×②)
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊
名	泊 (年 月 日 ~ 年 月 日)	泊

延べ宿泊数の合計 泊

上記については相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設名

住 所

TEL

代 表 者

印

自動車借上証明書

団 体 名

役職・氏名

住 所

TEL

※自動車借上料にかかる領収書のコピーを添付すること